福井市長橋小学校　いじめ防止基本方針　　　　　　　【様式１】

平成３０年４月１日　改訂

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

－福井県いじめ防止基本方針より－

１　いじめの防止等の対策に関する基本理念

1. 本校は、一人一人が互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視する。
2. 本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努める。
3. 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市、市教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組む。

２　いじめの定義

「いじめ」とは当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指す。

３　いじめの防止等のための具体的取組み

　（１）「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

* ほめて伸ばす教育

児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いのよいところを認め合う人間力を高める。

* 人権教育の推進

人権教育を計画的に進め、発達障害のある児童への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てる。

* 体験活動の推進

集団宿泊体験やボランティア活動等を通して児童の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てる。

* 道徳教育の推進

私たちの道徳、福井県版心のノートを活用し、発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学び合う心、感謝の心を育てる。

（２）いじめの未然防止

* 授業改善

すべての児童にとって、分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、児童が楽しく学べる教育に努める。

* いじめの起きない学校・学級づくり

集会等の縦割り班活動、清掃、多学年での合同授業(体育･音楽等)を行い、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や児童が主体となって互いに認め合い励まし合う「絆づくり」を進めるとともに、上級生は下学年を助け、下学年は上級生に感謝する心を育てる。

* 児童の主体的活動の充実

学級活動や児童会活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取組を推進する。

* 開かれた学校

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求める。

* + インターネットや携帯電話等に関する指導

インターネットや携帯電話等の正しい利用についての呼びかけや意識付けを行い、保護者に対しても家庭でのルールづくり等の啓発を行う。

（３）いじめの早期発見

* + 積極的ないじめの認知

児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努める。

* + 自己チェックの活用

児童が日々の生活を振り返るための自己チェックを行い、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努める。

* + アンケートの実施

定期的にいじめの実態調査を行い、いじめ等の問題の早期発見に努める。

* + 教育相談体制の充実

学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図る。

* + 家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努める。

（４）いじめの早期対応

* + 「いじめ対応サポート班」による対応

特定の教職員で抱え込まず速やかに情報を共有するとともに、「いじめ対応サポート班」による立案、対応により被害児童を守る。

* + 被害・加害児童への対応

いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切な指導を行う。

* + 外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講ずる。

（５）いじめによる重大事態への対処

* + いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対処を行う。
		- 重大事態が発生した旨を市教育委員会に速やかに報告する。
		- 学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行う。
		- 市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力する。

４　いじめの防止等のための組織

　（１）いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的に開催する。

（構成員）

校長、教頭、生徒指導主事、担任　養護教諭　等

（活動）

* + 未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
	+ 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
	+ いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
	+ 児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
	+ いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
	+ 校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
	+ 計画的なアンケート調査や個人面談の計画
	+ 学校におけるいじめ問題への取組の点検

（組織が実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて具体的な取組や組織、年間行動計画を見直す。）

　（２）いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組を行う。

（構成員）

生徒指導主事、担任、養護教諭等

（活動）

* 当該いじめ事案の対応方針の決定
* 個別面談による情報収集
* 継続的な支援
* 保護者や地域との連携
* スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材や警察や児童相談所などとの連携

　（３）組織図　【様式２】

５　いじめ対策の年間行動計画　【様式３】

【組織図】　　　　　　　　　　　　　　　　　　福井市長橋小学校　　　　【様式２】

いじめ対策委員会（常設）

いじめの情報

**校　長**

　連絡：担任、養護教諭等

**教　頭**

生徒指導主事、担任　養護教諭　等

* 学校基本方針に基づく取組の実施
* 具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
* いじめの相談・通報の窓口
* いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
* いじめの疑いに係る情報があった時の対応
	+ いじめの情報の迅速な共有
	+ 関係のある児童への事実関係の聴取
	+ 指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携
* いじめ対応サポート班立ち上げ

認知

外部人材

・スクールカウンセラー

・スクールソーシャルワーカー

関係機関

・教育委員会

・ＰＴＡ

・警察

・児童相談所

・地方法務局

・医療機関

・民生児童委員 等

報告

連絡

相談

関係教員

・授業者

・いきいきサポーター

窓口：教頭

いじめサポート班（特設）

**生徒指導主事**

担任・養護教諭

□いじめ対策委員会の指導方針や指導方法を共有

□事実確認作業

□関係児童への対応

□関係保護者への対応

□関係機関との連携

＊必要に応じて、警察への協力要請

□事実内容の報告と今後の具体的な指導・支援の報告

【いじめ対策の年間行動計画】〔４～６月〕　　　福井市長橋小学校　　　　【様式３】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 教員の動き等 | 児童の活動等 |
| １年生 | ２年生 | ３年生 | ４年生 | ５年生 | ６年生 |
| ４　　月 | いじめ対策委員会・基本方針確認・年間計画策定↓職員会議・年間計画周知・教員の意識点検↓ＰＴＡ総会・基本方針の公表いじめ対応サポート班・起きたときに即対応 | いじめの自己チェック縦割り班活動(海の子班)スタート　 ５，６年生のリーダー育成，絆づくり |  |  |
| ５　　月 | いじめ対策委員会* アンケート調査などをもとに状況把握

・必要があれば対応市教委への報告校内研修・道徳教育・人権教育・読書指導人権教育、道徳や読書活動の年間計画を作成情報交換会 | 砂浜マラソン(鷹巣小中学校と合同)　こいのぼり集会　ワカメ干し体験　さつまいも苗植え　教育相談　（カウンセラーとも）合同遠足いじめの自己チェックアンケート調査 | へき複公共施設巡り | 鷹巣小と合同修学旅行 |
| ６　　月 | いじめ対策委員会・情報交換会をもとに状況把握　　・必要があれば対応市教委への報告授業研究・授業改善・学習規律子どもの居場所、絆づくりを意識した授業の公開情報交換会 | 小規模校合同授業海岸清掃(鷹巣小中学校と合同)梅もぎ体験　梅ジュースづくり親子ふれあい学級　親子道徳いじめの自己チェック |  | へき複宿泊学習 |

〔７～９月〕　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　福井市長橋小学校

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 教員の動き等 | 児童の活動等 |
| １年生 | ２年生 | ３年生 | ４年生 | ５年生 | ６年生 |
| ７　　月 | いじめ対策委員会・情報交換会をもとに状況把握　　・必要があれば対応市教委への報告保護者会・情報や意見収集取組評価アンケート①分析 ・同じ項目で ・未然防止に生かす情報交換会 | 磯遊び　自然観察会(殿下小と合同で)いじめの自己チェック教育相談（カウンセラーとも）アンケート調査（取組評価アンケート①を含む） |  | ひまわり教室 |
| ８　　月 | いじめ対策委員会・情報交換会をもとに状況把握　　・必要があれば対応市教委への報告いじめに関する 校内研修会 ・教員の意識点検 | 家庭訪問 ・休み中だけでなく普段の様子も ・クラスや地域の子どもの状況も把握 |  |  |
| ９　　月 | 情報交換会 | 親子奉仕活動 ・体験的な活動 ・親子の絆づくり地区との合同体育大会・縦割り班での種目練習いじめの自己チェック |  |  |

〔１０～１２月〕 福井市長橋小学校

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 教員の動き等 | 児童の活動等 |
| １年生 | ２年生 | ３年生 | ４年生 | ５年生 | ６年生 |
| 10　　月 | いじめ対策委員会* 情報交換会をもとに状況把握

・必要があれば対応市教委への報告保護者会・情報や意見収集情報交換会 | さつまいもほり　焼きいも海岸段丘マラソン(鷹巣小学校と合同)海の子集会(読書活動について)教育相談いじめの自己チェックアンケート調査 |  |  |
| 11　　月 | いじめ対策委員会* 情報交換会をもとに状況把握

・必要があれば対応市教委への報告授業研究人権教育・人権週間 に関する校内研修会 情報交換会保護者とカウンセラーの座談会 | 秋祭り地域のお年寄りとの交流海の子集会(給食感謝集会)小規模校合同授業親子ふれあい学級　親子での体験活動デイホーム訪問いじめの自己チェック |  |  |
| 12　　月 | いじめ対策委員会* 情報交換会をもとに状況把握

・必要があれば対応市教委への報告保護者会・情報や意見収集取組評価アンケート②分析 ・同じ項目で ・７月との比較情報交換会 | いじめの自己チェック人権週間の取組・海の子集会(人権集会)　募金活動アンケート調査（取組評価アンケート②を含む） |  |  |

〔１～３月〕 福井市長橋小学校

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 教員の動き等 | 児童の活動等 |
| １年生 | ２年生 | ３年生 | ４年生 | ５年生 | ６年生 |
| １　　月 | いじめ対策委員会* 情報交換会をもとに状況把握

・必要があれば対応市教委への報告情報交換会 | 悠和園訪問小規模校合同授業いじめの自己チェック |  | デイホーム訪問 |
| ２　　月 | いじめ対策委員会* 情報交換会をもとに状況把握

・必要があれば対応市教委への報告情報発信 ・評価アンケート結果 ・年間の取組み等情報交換会 | アンケート調査デイホーム訪問わくわく交流デー(新一年生との交流)いじめの自己チェック教育相談 |  | 中学校体験入学 |
| ３　　月 | いじめ対策委員会* 情報交換会をもとに状況把握

・必要があれば対応市教委への報告 | 生活科・総合的な学習発表会６年生を送る会いじめの自己チェック |  |  |